

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

水が育てる文化都市「中津市」

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

中津市

## 3. 地域再生計画の区域

中津市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

平成17年3月1日に、中津市と下毛郡（本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町、三光村）の1市3町1村が市町村合併し、新しい中津市となり、人口86,636人の県北の中核都市が誕生した。新中津市は、商業地域（旧中津市）と農林業振興地域（旧下毛郡）から構成されており、近年は商業地域に人口の一極集中化の傾向が見られ、市内を流れる河川は商業地域の生活排水により汚染が進行している。かつては多くの魚や蜚が生息していたが、最近ではその数が減少しており、清流とは程遠い状況となっている。又、農林業振興地域は、過疎化が著しく進行している。

過疎化の現状を踏まえて、地域経済の活性化と地域の雇用の拡大を図るために、企業誘致を進めてきた。昭和60年に大手電機メーカー、平成16年に自動車メーカーが操業を始め、市民の安定した生活の確保に寄与している。また、平成21年からは、中津市産材利用住宅促進緊急対策事業にて中津市産木材の利用促進を図り、森林資源の有益な活用を促進している。このことは、水源かん養機能（森林と土壌との総合作用による保水－蒸発散、保水－浸透の作用を通じて、豪雨時の流出のピークを低下させ、長期無降雨時の流出を高めるとともに、水質を浄化させる機能）を確保することにも繋がり、水資源を活用できることに期待を寄せている。

清らかな水に関し、生活排水処理を推進するために、市の中心部では昭和55年から公共下水道事業を、農村地域では平成5年から農業集落排水事業を、平成7年からは合併浄化槽（個人設置型）事業を実施してきたところである。しかしながら、平成21年3月31日現在で、中津市の汚水処理人口普及率は60%まで達したものの、依然として相当程度の生活排水が未処理のまま排水されており、清流や公園などの生活環境の悪化要因や、農業用水としてなどの水資源の活用を阻害する要因となっている。

地域再生のためには汚水処理施設の整備を一層促進し、本交付金事業で、平成26年度までに汚水処理人口普及率を3.6%引き上げることを目標とする。更には、市産木材の利用を積極的に行うことにより、森林資源の水源かん養機能を高め、市民が安心して暮らせる生活環境を整え、優れた都市環境を有し、人々が集い、豊かに働き、憩える文化都市の再生を図る。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を60.3%から63.9%に向上)

(目標2) 中津市産材利用の促進

(市産材利用の住宅を60棟建築)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

現在までに中津市は、公共下水道、農業集落排水施設や浄化槽にて市内の汚水処理施設の整備を行っている。更に今後の計画では、特定環境保全公共下水道(山国地区)を集中的に整備することにより山国川上流域の環境改善を図る。また、浄化槽(個人設置型)を設置整備することにより、市内全域での河川水質、生活環境の保全を確保する。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・特定環境保全公共下水道・・・平成18年9月に事業認可

#### 【事業主体】

中津市

#### 【施設の種類】

特定環境保全公共下水道、浄化槽(個人設置型)

#### 【事業区域】

・特定環境保全公共下水道 山国地区

(ただし、県代行箇所を除く)

・浄化槽(個人設置型) 中津市全域

(ただし、下水道認可地区、農業集落排水地区を除く)

#### 【事業期間】

・特定環境保全公共下水道 平成22年度～26年度

・浄化槽(個人設置型) 平成22年度～26年度

#### 【整備量】

・特定環境保全公共下水道

交付金対象事業 Φ150 L=8,030m

(単独事業 Φ150 L=3,290m)

・浄化槽 906基

なお、各施設による新規の汚水処理人口は下記の通り。

特定環境保全公共下水道事業 山国地区で 1,000人

浄化槽設置整備事業 中津市全域で2,100人

【事業費】

特定環境保全公共下水道 事業費 895,000千円

(うち、交付金 447,500千円)

単独事業費 340,000千円

浄化槽(個人設置型) 事業費 330,000千円

(うち、交付金 110,000千円)

合計 事業費 1,225,000千円

(うち、交付金 557,500千円)

単独事業費 340,000千円

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「水が育てる文化都市」を達成するため、以下の事業を行うものとする。

- ① 旧中津市内の汚水処理施設の整備を図るため「公共下水道事業」を活用する。
- ② 中津市産木材の利用促進を図るため「中津市産材利用住宅促進緊急対策事業補助金」を活用する。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す地域再生計画の数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表を行う。実施中、目標達成が危ぶまれる時は、住民への啓発を行い汚水処理人口普及率向上のための推進を図っていく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし